

令和5年度

御所市公営企業経営健全化

審査意見書

御所市監査委員

監 査 報 告 第 7 号

令和 6 年 8 月 1 6 日

御 所 市 長 東 川 裕 様

御所市監査委員

和 田 正 吾

生 川 真 也

令和 5 年度御所市公営企業経営健全化に関する審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により審査に付された下記の公営企業における令和 5 年度御所市公営企業経営健全化にかかる当該資金不足比率等について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

記

(1) 地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業（法適用企業）

○ 御所市水道事業会計

○ 御所市下水道事業会計

(2) 地方財政法第 6 条に規定する政令で定める公営企業のうち、法適用企業以外の企業（法非適用企業）

○ 御所市国民宿舎葛城高原ロッジ特別会計

令和5年度御所市水道事業会計経営健全化に関する審査意見書

第1. 審査概要

この経営健全化に関する審査は、御所市長から審査に付された資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第2. 審査結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率については、法令等に照らし、比率が正確であり、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令等に基づき公平な判断と適切な算定要素が比率の計算に用いられ、かつ誤りがなく、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準	備 考
資金不足比率	— %	— %	20.0 %	

(2) 個別意見

令和5年度御所市水道事業会計の資金不足比率は、事業の規模 578,581千円に対して資金剰余額 286,103千円を生じており、資金不足となっておらず、経営健全化基準に該当しないので、良好と認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和５年度御所市下水道事業会計経営健全化に関する審査意見書

第１．審査概要

この経営健全化に関する審査は、御所市長から審査に付された資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第２．審査結果

（１）総合意見

審査に付された下記の資金不足比率については、法令等に照らし、比率が正確であり、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令等に基づき公平な判断と適切な算定要素が比率の計算に用いられ、かつ誤りがなく、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	令和５年度	令和４年度	経営健全化基準	備 考
資金不足比率	— %	— %	20.0 %	

（２）個別意見

令和５年度御所市下水道事業会計の資金不足比率は、事業の規模 91,292千円に対して資金剰余額が 146,178千円を生じており、資金不足となっておらず、経営健全化基準に該当しないので、良好と認められる。

（３）是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和5年度御所市国民宿舎葛城高原ロジ特別会計 経営健全化に関する審査意見書

第1. 審査概要

この経営健全化に関する審査は、御所市長から審査に付された資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第2. 審査結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率については、法令等に照らし、比率が正確であり、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令等に基づき公平な判断と適切な算定要素が比率の計算に用いられ、かつ誤りがなく、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準	備 考
資金不足比率	— [%]	— [%]	20.0 [%]	

(2) 個別意見

令和5年度御所市国民宿舎葛城高原ロジ特別会計の資金不足比率は、事業の規模80,221千円に対して資金不足額が0円であり、資金不足となっておらず、経営健全化基準に該当しないので、良好と認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。